

2017年5月11日

## JFS-E-C規格/JFS-L-C規格及びJFS-C認証スキーム第2版への対応について

(一般財団法人) 食品安全マネジメント協会

2017年4月5日付にてJFS-E-C規格/JFS-L-C規格及びJFS-C認証スキーム文書の第2版を公表したが、当該スキームに参加する組織及び認証機関に対して以下の対応を求めることとする。

### 記

1. 認証組織の対応は以下の通りとする；
  - (1) 2018年10月4日までは、JFS-E-C規格第1版またはJFS-E-C規格/JFS-L-C規格第2版で審査を受けることができる。
  - (2) 2018年10月5日以降は、JFS-E-C規格/JFS-L-C規格第2版で審査を受けなければならない。
2. 認証機関の対応は以下の通りとする；
  - (1) JFS-C認証スキーム文書第2版に対する認定
    - a) JFS-C認証スキーム文書第1版で認定を受けている認証機関：  
2018年10月4日までに、JFS-C認証スキーム文書第2版に対する認定を受けなければならない。
    - b) 新しく認定を申請する認証機関：  
2017年10月1日以降に認定申請を行う場合、JFS-C認証スキーム文書第2版によるもののみとする。  
  
なお、JFS-C認証スキーム文書第1版に対する認定を既に申請しているが、未だ認定されていない認証機関は、第2版への対応につき認定機関と協議のこと。
  - (2) JFS-C規格に対する審査  
2018年10月4日までは、JFS-E-C規格第1版、JFS-E-C規格/JFS-L-C規格第2版に基づいて、審査を実施することができる。
  - (3) JFS-E-C規格第1版からJFS-E-C規格第2版への認証の移行
    - a) JFS-E-C規格第1版から第2版への移行審査を定期的なサーベイランス又は再認証審査と同時に実施する場合、審査工数を追加しなければならない(最小でも0.25人日の追加が必要)。

- b) 移行審査では、事前通告なしの審査（JFS-C 認証スキーム文書第 2 版 4.3.2（1）  
⑤を参照）を適用してはならない。

以上